



不法焼却や野焼きは法律で禁止されています!!

妙高市 環境生活課

◎不法焼却や野焼きとは？

- ・適法な焼却施設や定められた構造を有する焼却炉以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを「不法焼却」や「野焼き」といいます。
- ・不法焼却や野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）で、原則固く禁止されています。

◎不法焼却や野焼きの具体例は？

- ・ドラム缶、ブロック囲い、素掘りの穴、法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為なども含まれます。
- ・薪ストーブなどで家庭ごみを燃やす場合も不法焼却になります。
- ・野焼きに該当するのは、地面で直接焼却する場合だけではありません。
- ・たとえ自宅の敷地内であっても原則禁止されています。

◎罰則はあるの？

不法焼却や野焼きをした人には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます。（廃掃法第25条）

◎不法焼却や野焼きはなぜいけないの？

- ・不法焼却や野焼きは、その煙が悪臭や大気汚染（PM2.5 など）の原因となるため、周辺住民の大変な迷惑となります。
- ・適正でない焼却炉での焼却や野焼きでは通常焼却温度が200～300度程度にしかならないため、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れもあり、人の健康や環境に悪影響を及ぼしかねません。

◎不法焼却や野焼きへの苦情が寄せられています

- ・「不法焼却や野焼きの煙で迷惑している」といった連絡が、市役所に入ります。「煙の臭いが家の中まで入ってくる」、「洗濯物が干せない」、「煙でのどが痛い」といった内容です。特にプラスチック類を燃やすと独特の臭いがするためすぐにわかります。
- ・家庭ごみを一緒に燃やす行為は不法焼却や野焼きに該当し、違反行為となります。
- ・「煙」は人によって感じ方が違います。「例外行為の場合」（裏面参照）であっても、周囲への配慮（風向き・時間帯・量など）として、最低限マナーが必要です。

◎燃やさずにごみを処分する方法は？

家庭ごみは、廃棄物の種類に応じて、「燃やせるごみ」「古紙類」「金属類・大型プラスチック」「プラスチック製容器包装」「プラスチック製品」など「ごみの出し方カレンダー」の「ごみの分け方・出し方」のとおり分別して適正に処理してください。

◎野焼きの「許可」はできません

市役所に「野焼きをしたい」との申請がありますが、廃掃法で禁止されているため、許可はできません。

(参考) 不法焼却や野焼きは法律で禁止されています

◎廃棄物の野外焼却(いわゆる野焼き)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、原則固く禁止されています。

ただし、次の場合は例外として扱われています。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却など
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例) どんど焼き、門松・しめ縄等の焼却など
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例) 田に隣接する河川堤等の下刈草の焼却行為、果樹園から発生する剪定枝等の焼却、もみから燻炭焼き等に係る行為
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものの
(例) たき火、キャンプファイヤーなど

◎例外行為に対する留意事項

- 例外行為であっても、焼却をされる場合は、火災に十分留意して消火をするまでその場を離れないことに加え、周囲の住宅環境に配慮して苦情が出ないように努めてください。
- 例外行為であっても次のような場合は、行政指導の対象となり、焼却を中止していただく場合もあります。
 - ・周囲の住宅環境に影響を及ぼしている場合(家の中に多量の煙が入ってきて困る、灰が洗濯物に付いて困る等の苦情がある。)
 - ・軽微な焼却で周囲の住宅環境への影響は少ないが、頻繁に焼却をしている場合
 - ・道路が濃い煙に覆われ、交通事故等の危険性がある場合など
- 例外行為により焼却することは可能ですが、あくまでも例外であることを十分認識していただき、やむを得ず軽微な焼却をする場合は、
 - (1) 煙の量や二オイが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる。
 - (2) 風向きや強さ、時間帯を考慮する。
 - (3) 草木などはよく乾かし煙の発生量を抑える。
 - (4) ご近所の理解を得て迷惑にならないようにする。など配慮し行ってください。



問い合わせ：
妙高市 環境生活課 環境衛生係
電話：74-0031